

第4回ふるさと納税研究会における
論点に対する意見について

平成19年7月31日

1 受益と負担の関係について

- 「ふるさと納税」を「税」として構築する場合には、どこまで受益と負担の関係を広く捉えることが可能か、住民税において重視されている応益課税の原則をどのように考えるか、現在の住民税の住所地主義を変更できるか、過去に受けた行政サービスによる受益を根拠に課税できるか等視点1～6に掲げた論点について、慎重な検討が必要である。
- 一方、現在の税制の仕組みは、人の循環システムが考慮されておらず、生涯を通じた受益と負担をバランスさせる（ライフサイクル・バランス）ための新しい仕組みが早急に必要である。
- 「寄附金」を税額控除する場合には、租税理論上、受益と負担の関係を厳格に解する必要はないと考えられる。現在でも、地方公共団体に対する寄附金は所得控除の対象となっている。
- なお、当方が提案している「故郷寄付金控除」は、寄附金を納税者（寄附者）の意思を尊重しつつ、人の循環システムに適った（広い意味での）受益者負担と捉えることが可能であり、実質的な意味で、現在の税制に欠けている部分を補うものである。
- ふるさとの定義については、制度的に厳格にこれを定義し、限定することは、なかなか困難であるとしても、「ふるさと納税」は「ふるさと」に対する納税者の貢献が可能となる税制上の方策であることから、税の基本を搖るがさないよう、「ふるさと納税」の制度趣旨を踏まえて制度を運用するとともに、納税者の健全な国民意識を高めていくことが不可欠である。

2 課税権に関する課題について

- 「ふるさと納税」を「税」として構築する場合に生じる論点1～5の諸課題については、いずれも慎重な対応が必要である。
- 例えば、課税権の問題を解決したとしても、賦課徴収や滞納で生じた場合の徴収責任も含め課税にあたっての様々な課題を調整しようすれば、仕組みが極めて複雑となり、コストも膨大なものとなるなど、「税」として構築するには課題が多い。
- なお、「寄附金」の場合は、租税ではないので、問題はない。

3 納付先を任意に選べる仕組みについて

- 納税者が指定した団体が課税権を有するという仕組みも考えられるが、租税の強制性等の観点も踏まえ、納付先を納税者が選択する税を創設することは、慎重に考える必要がある。
- なお、「寄附金」であれば、その性格上、当然に納付先を寄附者の意思に任せることになる。

4 憲法第30条と第84条

- 寄附金控除方式による場合は、現在の租税の基本的な仕組みを根本から変えるものではないので、特に問題が生じないと考えられる。

5 ふるさと納税が行われる場合の住民間の公平性について

- 現行の税制においても政策的要請に基づく様々な控除が設けられており、「故郷寄附金控除」についても、合理的な一定の限度額を設定することで、住民間の公平性等の課題は解決できるものと考えられる。

6 税制としての構成について一税か寄附か一

○ 「ふるさと納税」は、以下の観点からも、「税」として納める制度ではなく、寄附金控除方式として実現することが望ましい。

- ・ 簡素な制度設計が可能であり、また、受益と負担、課税権、納付先の任意性等に関する諸課題を解決することが可能となること
- ・ 納付先等について、納税者の選択に委ねる「納税者主権」を実現することにより、税の使い道に対する意識を飛躍的に高めることできること
- ・ 納税者の視点に立った、行政側の施策競争が活発化し、活力ある地方を創ることにつながること

7 寄附による対応の場合の税制の構成について

一所得控除か税額控除か一

- 「故郷寄附金控除」は、分かりやすく、利用しやすい制度とともに、納税者の（税）負担が増えない制度とすべきであり、是非とも寄附金を100%税額控除する仕組みにする必要がある。
- 個人住民税で税額控除ができる限り認めてこなかったのは確かであるが、税源移譲に伴う住宅ローン控除が暫定的に設けられているなど、租税理論的に認められないものではないと考えられる。生涯を通じた受益と負担をバランスさせるという観点からは、所得税と並んで個人住民税の税額控除も必要である。